

設置の趣旨等を記載した書類
【情報知能工学科】

目次

1. 設置の趣旨及び必要性	p. 2
2. 学部・学科等の特色	p. 7
3. 学部・学科等の名称及び学位の名称	p. 7
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	p. 7
5. 教育方法, 履修指導方法及び卒業要件	p. 9
6. 多様なメディアを高度に利用して, 授業を教室以外の場所で 履修させる場合の具体的計画	p. 10
7. 編入学定員を設定する場合の具体的計画	p. 11
8. 企業実習(インターンシップを含む)や海外語学研修等の 学外実習を必要とする場合の具体的計画	p. 11
9. 入学者選抜の概要	p. 11
10. 教員組織の編成の考え方及び特色	p. 12
11. 施設, 設備等の整備計画	p. 13
12. 管理運営	p. 14
13. 自己点検・評価	p. 15
14. 情報の公表	p. 16
15. 教育内容の改善を図るための組織的な取組	p. 17
16. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	p. 18

1. 設置の趣旨及び必要性

【意義・必要性】

＜以前行った改組＞

佐世保高専は、昭和37年度に機械工学科2学級（定員80名）、電気工学科1学級（定員40名）の3学級（定員120名）で発足したが、昭和41年度に工業化学科1学級（定員40名）を増設し、3学科4学級（定員160名）の体制が続いた。その後、ものづくり産業における自動化の流れに対応するため、昭和63年度に機械工学科2学級のうちの1学級を電子制御工学科に改組した。また、バイオ技術の発展に伴い、医薬工業や食品工業、農林水産業界においてバイオ系の基礎知識を有する技術者のニーズが高まり、平成3年に工業化学科を物質工学科に改組した。平成17年に電気工学科を電気電子工学科へ変更した。

＜地域特性、社会的背景＞

本校の所在地である長崎県佐世保市は、九州西北部の沿岸部に位置し、商業・サービス産業を主力とする都市であるが、その一方で、地理的特性を生かして水産業や造船業が盛んな都市である。しかしながら、全国的にも問題となっている少子高齢化の進行や都市圏への人口流出による生産人口の減少は、同市においても深刻な状況であり、いずれの産業においても慢性的な人手不足になっている。さらに加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により同市を取り巻く社会経済情勢は更に大きく変化しており、今後10年において、とりわけ第1次産業である農水産業や第2次産業の製造業においては、労働力不足が深刻となり、従来の操業形態を維持したままでは市内総生産額は減少し、引いては地域経済の縮小になるほか、インフラの老朽化など様々な影響が加速度的に進むものと懸念されている。同市においてもこうした課題の解決に向け、近年注目されているDX化、Society5.0実装に取り組むことにより、人口減少下にあっても、労働生産性の向上を図ることで、一人当たりの付加価値額（稼ぐ力）を増やし、持続可能な社会の構築に向けて取り組むことが必要とされている。

また、長崎市、佐世保市では、従来、造船業を主要産業とした産業クラスターが形成されている。特に佐世保市は、海上自衛隊や米海軍の基地があり、艦船の造修部門を含めて造船事業が盛んとなり、そこから派生した中小企業が高度な技術を活用し様々な分野で特質のある企業として成長してきている。しかしながら、ここ10年は世界的な船腹過剰や供給力過剰、中国や韓国の造船企業による低船価攻勢による競争激化等で、厳しい経営状況が続いている。その結果、市内の主要造船企業では、新造船事業の休止を決定し、修繕船事業を柱とした事業再構築取り組むこととされており、関連する中小企業も含めて技術の変革が現下において求められている。

さらに、長崎県では半導体関連産業も基幹産業の1つとなっており、近年県内への企業誘致や事業拡大に必要な立地インフラの整備、サプライチェーン構築が推進されている。このような中で、国において、令和3年6月に「半導体・デジタル産業戦略」が策定され、半導体の生産・供給能力の確保について、国家事業として取り組むことが示された。長崎県では令和4年2月に本校も含めた18団体からなる産学官の連携組織である「ながさき半導体ネットワーク」を設立

し、半導体人材の育成・確保を強力に推進し、県内半導体関連産業の振興につなげることとなっている。高専機構においては、令和2年度から、Society 5.0により実現する未来技術をリードする高専発！「Society 5.0 型未来技術人財」育成事業を進めているが、この中に半導体分野を令和4年度より追加し、本校が全国の高専の拠点校となり、半導体人材の育成を進めている。

このように当地域は、これまでの主要産業であった造船関連業の低迷、労働力不足、1次産業の担い手不足等に悩まされていると同時に、国家事業として取り組むことになった半導体・デジタル産業に対応した人材の育成を推進しなければならない状況にある。今後も持続可能な地域となるためにも、AI、IoT、Robot、サイバーセキュリティ、半導体等の情報系技術を活用した産業のスマート化を推進し、働きやすい環境を構築して人材の確保を進めるとともに、若者の人材育成を推進して定着する地域にしていく必要がある。これらに早急に着手し、地域全体の解決課題として取り組む必要があり、それらの技術に対応した高等教育機関の機能と人材の育成が強く望まれている。

【養成する人材像】

情報処理、情報通信ネットワーク、プログラミング、計算機工学等の技術に加え、セキュリティやデータ解析等の情報システム全体のデザイン能力と技術開発能力を身につけた人材

【情報知能工学科のディプロマ・ポリシー】

1. 科学に関する基礎を理解し、計算あるいは説明することができる。
2. 論理的に思考し、意見をわかりやすく日本語および英語で表現することができる。
3. 多様な文化・価値観を尊重する倫理観を持ち、他者と協働することができる。
4. 幅広く自ら学び・考え、地域と世界の課題に対して積極的に取り組むことができる。
5. 情報セキュリティの必要性を認識したうえで、様々なデータを処理・分析できる。
6. 豊かな社会を創出するAI・情報システム、および、デジタルエンジニアリングに関連する知識・理論を課題解決に利用できる。
7. 豊かな社会を創出するAI・情報システム、および、デジタルエンジニアリングに関連する知識・技術を活用し、多面的視点から社会の課題に取り組むことができる。

表 1-1 に情報知能工学科の一般科目の教育課程表、表 1-2 に情報知能工学科の専門科目の教育課程表を示す。また、図 1 に情報知能工学科の科目系統図を示す。図 1 の科目系統図には情報知能工学科の教育課程の編成・実施の方針との相関について示してある。

表 1-1 情報知能工学科の一般科目の教育課程表（令和7年度入学以降）

別表第1（第24条関係）

教 育 課 程 表

令和7年度入学以降

一般科目（機械制御・電気電子・情報知能工学科）

授 業 科 目			単位数	形態	学 年 別 単 位 数					備考
					1年	2年	3年	4年	5年	
必修	国語	国語Ⅰ	2	履	2					
		文学探究	2	履	2					
		国語Ⅱ	2	履		2				
		国語Ⅲ	2	履			2			
必修	社会	社会総合Ⅰ	1	履	1					
		社会総合ⅡA	1	履		1				
		社会総合ⅡB	1	履		1				
		世界の情勢と日本の歩み	2	履			2			
	会	国際関係論	1	学				①		
		技術者倫理	1	学				①		
		科学技術と社会	1	学					①	
	数学	基礎数学Ⅰ	4	履	4					
		基礎数学Ⅱ	4	履	4					
		基礎線形代数	2	履		2				
微分積分		8	履		4	4				
理科	物理	4	履		2	2				
	化学	4	履	2	2					
	生物	1	履	1						
体育	保健体育	6	履	2	2	2				
	スポーツと健康Ⅰ	2	履				2			
	スポーツと健康Ⅱ	1	履					1		
必修	外国語	芸術	1	履		1				
		英語	12	履	4	4	4			
		科学英語	2	学				①	①	
		英会話	3	履	1	1	1			
	目	コミュニケーション	2	学				①	①	
		リベラルアーツⅠ	2	履	2					
		リベラルアーツⅡ	1	履		1				
		地域課題探究	2	履		2				
		グローバルリテラシー	2	履			2			
		デジタルヒューマニティーズ	1	学				①		
情報リテラシー	情報リテラシー	1	履	1						
	小計	81		26	25	19	7	4		
選択科目	中国語	中国語	2	履					2	
		小計	2						2	
開設単位数計			83		26	25	19	7	6	
修得単位数計			81		26	25	19	7	4	
特別活動			3		1	1	1			

1. 形態欄「履」は学則第24条第3項により開設される授業科目。
2. 形態欄「学」は学則第24条第4項により開設される授業科目。
3. 学年別単位数欄の数字は「履修単位」の単位数、○付数字は「学修単位」の単位数を表す。

表 1-2 情報知能工学科の専門科目の教育課程表（令和 7 年度入学以降）

授 業 科 目		単位数	形態	学 年 別 単 位 数					備 考
				1年	2年	3年	4年	5年	
必修	確 率 統 計	2	学				②		
	データサイエンス工学	2	学				②		
	情報セキュリティ基礎	1	履	1					
	情報工学基礎	1	履	1					
	ものづくり基礎	1	履	1					
	情報工学概論	2	履	2					
	プログラミングⅠ	2	履	2					
	プログラミングⅡ	2	履		2				
	コンピュータアーキテクチャ	2	履		2				
	WEBプログラミング	1	履		1				
必修	電気回路	2	履			2			
	電子回路	2	履			2			
	電気磁気学Ⅰ	1	履			1			
	電気磁気学Ⅱ	2	学				②		
	ネットワークアーキテクチャ	1	履			1			
	データ構造とアルゴリズム	2	履			2			
	データベース	1	履			1			
	画像処理	2	履			2			
	オペレーティングシステム	1	履			1			
	一般物理学	2	学				②		
必修	制御工学	2	学				②		
	ゲーム情報学	2	学				②		
	情報理論	2	学				②		
	ソフトウェア開発	2	学				②		
	数値解析	2	学				②		
	コンピュータグラフィックス	2	学				②		
	人工知能	2	学					②	
	情報通信理論	2	学					②	
	情報数学	2	学					②	
	システム設計	2	学					②	
必修	ロボティクス	2	学					②	
	自然言語処理	1	学					①	
	情報セキュリティ	2	学					②	
	コンピュータビジョン	2	学					②	
	ビッグデータ解析	2	学					②	
	創作実習	1	履	1					
	情報知能工学実験Ⅰ	3	履		3				
	情報知能工学実験Ⅱ	3	履			3			
	情報知能工学実験Ⅲ	3	学				③		
	情報知能工学実験Ⅳ	3	学					③	
卒業研究		10	履					10	
小 計		84		8	8	15	25	28	
選択科目	生体情報処理	2	学					②	2単位以上選択
	情報資格Ⅰ	1	履					1	
	情報資格Ⅱ	1	履					1	
	ロジスティクス	1	履				1		A A A A A A A A 4年・5年いずれかで選択可
	ロボット工学基礎	1	履				1		
	半導体工学概論	1	履				1		
	半導体製造プロセス	1	履				1		
	画像工学基礎	1	履				1		
	IoT基礎	1	履				1		
	機器分析基礎	1	履				1		
	社会実装技術	1	履				1		
選択科目	離散数学	1	履				1		A
	工場実習	2	履				2		
	技術国際研修	1	履				1		
	国際研修Ⅰ	5	履	1	1	1	1	1	
	国際研修Ⅱ	10	履	2	2	2	2	2	
	イノベーション創成Ⅰ	5	履	1	1	1	1	1	
	イノベーション創成Ⅱ	10	履	2	2	2	2	2	
	小 計	46		6	6	6	18	19	
開設単位数計		130		14	14	21	43	47	
修得単位数計		86		8	8	15	25	30	
情報系基礎技術教育プログラム修得単位数計		89		8	8	15	25	30	各学年での修得単位数に加え注記4のとおり

1. 形態欄「履」は学則第24条第3項により開設される授業科目。
2. 形態欄「学」は学則第24条第4項により開設される授業科目。
3. 学年別単位数欄の数字は「履修単位」の単位数、○付数字は「学修単位1」、□付数字は「学修単位2」の単位数を表す。
4. 情報系基礎技術教育プログラム履修生は、通常の卒業要件となる単位数に加え、選択科目の内、「A群から3単位以上」若しくは、「A群から2単位以上+B群から1単位以上」を修得

科目系統図（情報知能工学科）

令和7年度以降入学

必修

選択

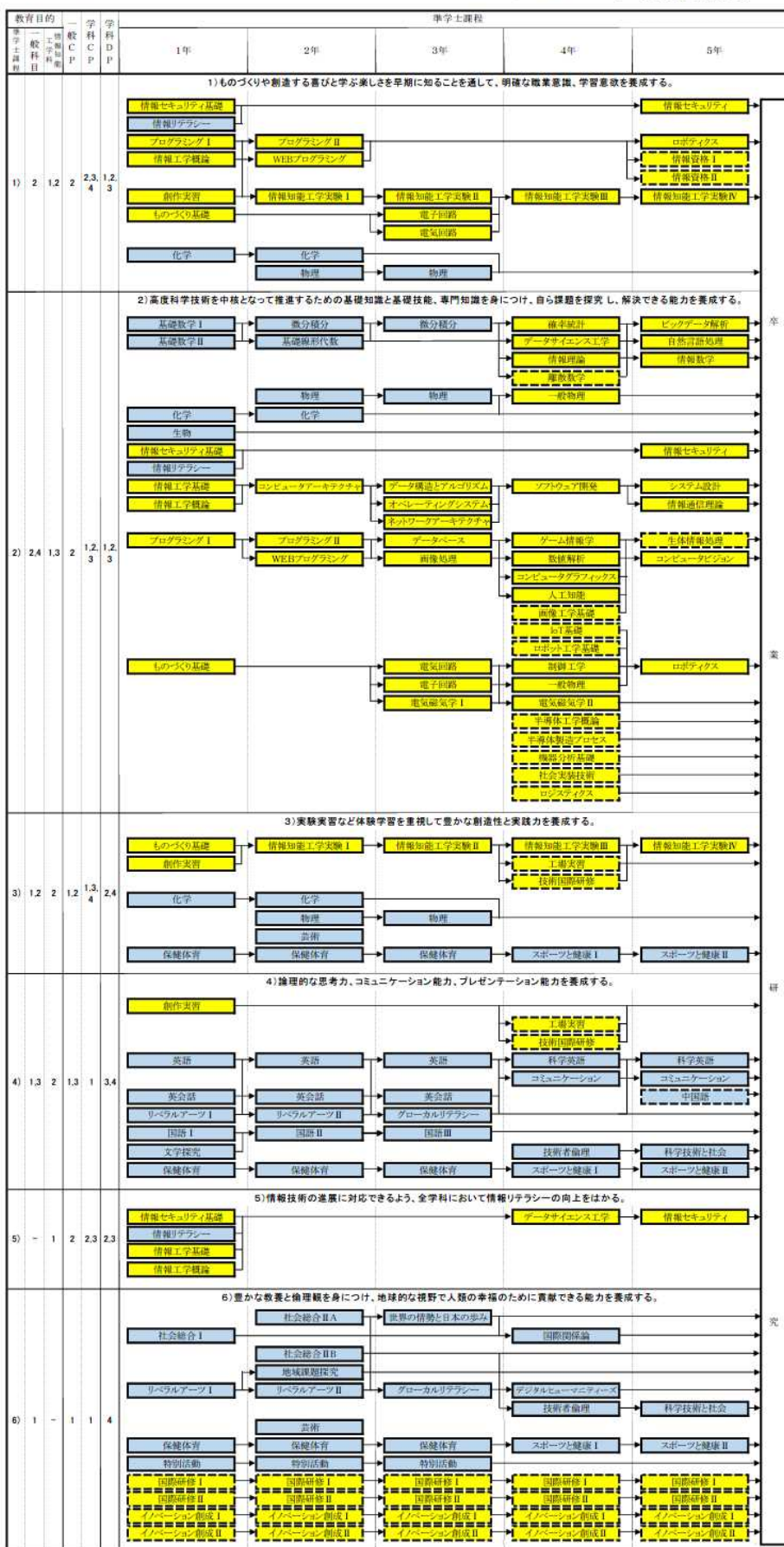


図1 情報知能工学科の科目系統図（令和7年度入学以降）（CP、DPとの関係）

2. 学部・学科等の特色

情報知能工学科のアドミッション・ポリシーを以下に示す。

【情報知能工学科アドミッション・ポリシー】

- 1) 自然現象に対して好奇心が強く、ものづくりの好きな人
- 2) コンピュータやAIなどの情報技術に関する専門知識と技術を習得したい人
- 3) 基礎学力を有し、それらを活用して論理的に思考し、表現できるようになりたい人
- 4) 技術者として人類の幸福に貢献したり国際的に活躍したい人

情報知能工学科の科目群は表 1-1、表 1-2 および図 1 に示す。

3. 学部・学科等の名称及び学位の名称

情報知能工学科

Department of Computer Science and systems Engineering

当該名称とする理由：高専機構が定めるモデルコアカリキュラムの『情報系分野』を全て満たした教育課程とし、情報工学に特化した人材を育成するため。

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

情報知能工学科のカリキュラム・ポリシーを以下に示す。国立高等専門学校機構モデルコアカリキュラムに準拠した体系的なカリキュラムを構成する。各科目の到達目標・授業方法・授業計画・評価方法を Web シラバスにより公開し、学修の成果は、後に定める基準により評価する。

【情報知能工学科のカリキュラム・ポリシー】

1. 科学に関する基礎を理解し、計算あるいは説明する力を育成するために、数学・自然科学系科目を設ける。
2. 論理的に思考し、意見をわかりやすく日本語および英語で表現する力を育成するために、人文科学系科目を設ける。
3. 多様な文化・価値観を尊重する倫理観を持ち、他者と協働する力を育成するために、社会科学系科目を設ける。
4. 幅広く自ら学び・考え、地域と世界の課題に対して積極的に取り組む力を育成するために、総合的科目を設ける。
5. 情報セキュリティの必要性を認識したうえで、様々なデータを処理・分析する力を育成する

ために、数理情報系科目を設ける。

6. 豊かな社会を創出する AI・情報システム、および、デジタルエンジニアリングに関連する知識・理論を利用し、課題解決する力を育成するために、情報系工学科目を設ける。
7. 豊かな社会を創出する AI・情報システム、および、デジタルエンジニアリングに関連する知識・技術を活用し、多面的視点から社会の課題に取り組む力を育成するために、情報系工学実験を設ける。

これらの科目群に係る単位修得の認定は主に定期試験によるものとするが、科目等によっては、レポート等の評価結果により認定する。授業科目の成績は、下記の【基準】により評価する。

【基準】

評価（点数）	基準（到達レベル）
A（80 点～100 点）	十分に満足できる到達レベル
B（70 点～79 点）	標準的な到達レベル
C（60 点～69 点）	単位取得可能な最低限の到達レベル
D（60 点未満）	単位取得不可の到達レベル

本校では学年が上がるにつれて一般科目が減少し、専門科目が増加するくさび型教育を行っている。情報知能工学科では、表 1 の教育課程表に示すように、社会において強く望まれる情報分野を広く・深く扱う教育課程を編成している。また、単に情報分野の知識を身に付けることを目的とするのではなく、その知識をツールの 1 つとしてどのように利用すればアウトプットにつながるかを身に付けることができるように、低学年時では基礎的な科目、高学年では応用的な科目を配置するよう工夫している。

各学年の教育内容の概要は下記の通りである。

1 年生では、すべての技術者が修得しておく必要がある基礎情報技術について学ぶ

一般科目：26 単位 専門科目：8 単位（内必修科目 34 単位、選択科目 0 単位）

（上記以外に自由単位として一般科目：0 単位 専門科目：6 単位）

2 年生では、すべての技術者が修得しておく必要がある論理的思考について学ぶ

一般科目：25 単位 専門科目：8 単位（内必修科目 33 単位、選択科目 0 単位）

（上記以外に自由単位として一般科目：0 単位 専門科目：6 単位）

3 年生では、情報系技術者が修得しておく必要がある基礎情報工学について学ぶ

一般科目：19 単位 専門科目：15 単位（内必修科目 34 単位、選択科目 0 単位）

（上記以外に自由単位として一般科目：0 単位 専門科目：6 単位）

4 年生では、情報系技術者が修得しておく必要がある情報工学について学ぶ

一般科目：7 単位 専門科目：25 単位（内必修科目 32 単位、選択科目 0 単位）
（上記以外に自由単位として一般科目：0 単位 専門科目：18 単位）

5 年生では、学んだ情報系の知識を社会課題に活用する方法を学ぶ

一般科目：4 単位 専門科目：30 単位（内必修科目 32 単位、選択必修科目 2 単位）
（上記以外に自由単位として一般科目：2 単位 専門科目：15 単位）

図 1 の情報知能工学科の科目系統図に示すように、社会において強く望まれる情報分野を広く・深く扱う教育課程を編成しており、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに沿った教育課程が体系的に編成されていると言える。

本校では、入学時に所属学科が確定し、卒業時までその学科に所属することが基本であるが、強く希望する者に対しては所属する学科を変更する転学科の制度が存在している。しかし、過去 10 年間に於いて転学科を行った学生は 1 人と非常に少ない。一方、所属する学科の教育課程と学生自身が思い描くキャリアパスとの間でのミスマッチは多少なりとも存在していると思われる。

そこで、今回の教育課程の編成においては、4・5 年次において履修することができる「情報系基盤技術教育プログラム」を新設する。このプログラムでは、それぞれの学科の特色を活かしつつ情報技術のトピックを盛り込んだ入門的な科目を複数開講し、学科を横断して受講科目を選択できるようにしている。これらの科目は 2 年間で最大 4 科目（4 単位）受講することができるようになっている。またこのプログラムの実施により、入学後に学生に生じた新たな学びの意識や異分野のスキルを身につけたいという要求に応えることが可能となり、学生が抱くミスマッチ感の解消につながると思われる。

この教育プログラムを必ず受講する学生を、以下の 9. の項目で説明する特別選抜にて募集する。特別選抜により入学した学生を「DIGI+学生」と学内的に呼称する。DIGI+学生は情報系基盤技術教育プログラムの科目を 3 科目（3 単位）以上合格することが卒業要件となる。DIGI+学生には科目選択の優先権が与えられ、この他に、学内外にて実施される様々なイベントやプロジェクトといった取り組みに対する参加優先権を付与することを検討している。

5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

本校では、進級・卒業時の単位取得要件として学年制を採用しているため、各学科で定められた各学年での教育課程を、指定した学年において履修しなければならない。各学科での開講科目の内容や配置は、教育課程を編成する際に十分に検討されているものであるため、5 年間の学修を順次進めていくことで、基礎的な内容から応用・発展的な内容へとシームレスに修得することができる。

本校では、各学科・各学年においてそれぞれ1教室がクラスルームとして割り当てられている。座学の授業は基本的にこのクラスルームで受講し、情報処理関連の授業はPC端末が人数分用意されているICT教室で受講することになる。いずれにせよ、授業は基本的にクラス単位で実施することになるので、各授業における受講学生数は入学時定員45名±数名（留年生）である。

各学年における進級要件、最終学年における卒業要件は以下の通りである。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| 第1学年： | 一般科目 26 単位、専門科目 8 単位修得 |
| 第2学年：2 学年において | 一般科目 25 単位、専門科目 8 単位修得 |
| 第3学年：3 学年において | 一般科目 19 単位、専門科目 15 単位修得 |
| 第4学年：4 学年において | 一般科目 7 単位、専門科目 25 単位以上修得 |

第5学年：合計 167 単位以上（一般科目 81 単位以上、専門科目 86 単位以上）修得
上記に示す通り、各学年で開講する授業を指定した学年において必修として履修する教育課程となっており、選択科目は進級・卒業要件に含めていない。従って、教育課程表そのものが履修モデルとなり、そのため履修科目の年間登録上限も設定されていない。

学生の学修時間は帰宅後に確保することが基本であるが、週 20 コマの時間割において 1、2 コマ程度の授業のない空き時間を設定したり、授業中に十分な演習時間を確保するような授業を実施するなどして、過度な負担が学生にかからないようにしている。

学生自身が希望した場合の他校における授業の履修に関しては、「他の高等専門学校及び高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規則」を整備し、単位修得の認定申請により校長が単位を認定している。

本校では第3学年に留学生が編入学し、学寮に入寮して3年間の生活を送ることになる。その在籍管理に関しては、他の学生と同様に毎朝のショートホームルームで担任が出欠確認を行い、欠席の場合は迅速に学寮に問い合わせを行いその要因を把握することになっている。入学後の履修指導に関しては、「佐世保工業高等専門学校外国人留学生規則」に基づき、担任が留学生指導教員として指導に当たる。また同規則に基づき、日々の生活のサポートをするために、同じクラスに所属する学生が留学生相談員として配置されることとなっている。

多様なメディアを利用した授業等に関しては、以下の6.の項目で記述する通りとなっている。

6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画

新型コロナウイルス感染防止により、令和2年度を中心に遠隔授業が実施された。しかし、十分な教育効果が得られていない科目も存在しており、本校ではなるべく授業を教室以外の場所で履修しない計画である。ただし、「国立高等専門学校間単位互換」制度により、国立高専間で提供されている科目については、学生の幅広いニーズに応えるものであり、積極的な活用を学生に促すとともに、単位認定を行う予定である。国立高等専門学校間単位互換の推進に関する実施方針に定められている通り、オンデマンドであっても双方向性（質疑応答の機会）を何らかの手段で確保されるなど面談授業（対面授業）に相当する教育効果を有すると認められるものであることが必要とされている。国立高専全体で契約している WebClass、Microsoft Stream、

Microsoft Teams などを用いて、課題の実施や教員・受講生間の相互のやりとりを実施している。これらの実施方法は文部科学省告示第 51 号の要件を満たしている。これらの扱いについて本校では、他の高等専門学校及び高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規則に定められている。

7. 編入学定員を設定する場合の具体的計画

高等学校からの編入学生は、各学科ともに 1～2 名程度とする。なお、選抜においては、学力試験を行うこととする。工業高校を卒業したものについては、一般科目（数学・英語・物理/化学）、基礎情報系科目、および、各専門学科の教育課程に沿った科目を試験科目とする。普通高校の工業系学科、中等教育学校の工業系学科を卒業した者については、数学・英語・物理/化学とする。

編入学後、編入学生が入学前に履修した単位について、単位認定会議においてシラバス等を確認しながら、その一部または全部について、各学科の卒業要件単位として認定する。なお、不足する科目については、放課後または長期休暇期間等を利用し、授業および単位認定試験を実施する。履修については、担任および教育支援係が責任をもって指導する。また、速やかに学生生活に慣れるよう、編入学生の所属するクラスの学生からチューターを配置する。

編入学生の単位認定の規則を【資料 1（編入学定員を設定する場合の具体的計画にかかる規則）】に示す。

本校は学年制であるため、編入学生に対して特別な履修モデルを設定する必要は無い。

8. 企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修等の学外実習を必要とする場合の具体的計画

全学科の本科第 4 学年において、工場実習（インターンシップ）を選択科目として開講する。なお、通算 5 日間以上企業等において実習を行うこととする。工場実習の評価は、①受け入れ企業からの評価報告書(60 点)、②実習報告書(20 点)、③報告会におけるプレゼン(20 点)により評価し、60 点以上の場合、単位として認定する。

年度	平成 30 年度	令和元年度
受入可能な企業数	310	353
受入先企業数	134	129
インターンシップ参加人数	166	179

海外語学研修を実施する計画はない。ただし、長期休暇期間中における短期語学研修については、渡航費等の一部を助成するなど、積極的に支援する。

9. 入学者選抜の概要

入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）

- ・ 自然現象に対して好奇心が強く、ものづくりの好きな人
- ・ コンピュータや AI などの情報技術に関する専門知識と技術を習得したい人
- ・ 基礎学力を有し、それらを活用して論理的に思考し、表現できるようになりたい人
- ・ 技術者として人類の幸福に貢献したり国際的に活躍したい人

に基づき、定員 45 名を以下の入学者選抜を用いて選抜する。

選抜方法	募集定員	選抜基準
DIGI+（でじたす）特別選抜	5 名	入学者受入れの方針に基づき、エントリーシート、調査書および面接等を総合して選抜する
推薦選抜	24 名	入学者受入れの方針に基づき、推薦書、調査書および面接を総合して選抜する
学力選抜	16 名	入学者受入れの方針に基づき、学力検査、調査書の内容を総合して選抜する

10. 教員組織の編成の考え方及び特色

佐世保高専における情報分野を専門とする教員の再配置を行い、情報教育を担当できる教員を編成する。また、現教員で補えない教育分野については教員を新規に採用する。新規採用については、実務経験者の積極的な雇用やクロスアポイントメント制度を利用するなどし、実践的な教育ができる体制を整備する。

教育上主要と認める授業科目に専任の教授または准教授を配置している。設置科目における教員配置については【提出資料「6. 教育課程の概要（別記様式第 2 号（その 2 の 1））」】に示す通りである。

また、教員の担当科目数については過多にならないように抑え、週当たり一日程度の空き（授業がない）日を設定することによって、教員の負担を減らし、学生への指導に不具合が生じない、また個人の研究活動の時間が確保されるように配慮している。

実務経験が豊富な教員を積極的に活用し、オムニバス形式の講義を開講することによって、現役の技術者や研究者による実践的な学びを促す。

当該学科等の教員組織においては、既存の教員らが取り組んでいる「サイバーセキュリティ」や「AI」分野を中心とした研究を展開する。

教員組織の年齢構成については、完成年度の 3 月 31 日時点において教育研究水準の維持向上および教育研究の活性化に支障がないように、【提出資料「21. 教員年齢構成」】のような構成とする。また、教員組織の年齢構成は【提出資料「21. 教員年齢構成」】及び定年に関する規程は【資料 2（国立高等専門学校機構教職員就業規則）】のとおり規定しており、各年齢層にバランスよく配置していることから、教育研究水準の維持向上および教育研究の活性化に支障はない。

併せて、教員組織編制の将来構想については、当該規則に基づいた定年を延長する教員はいないことを前提としているが、当該教員がいる場合は、あらかじめ後任となる教員の補充計画を策定し、教員組織を編制していくことから、教員組織及び教育研究の継続性に問題はない。

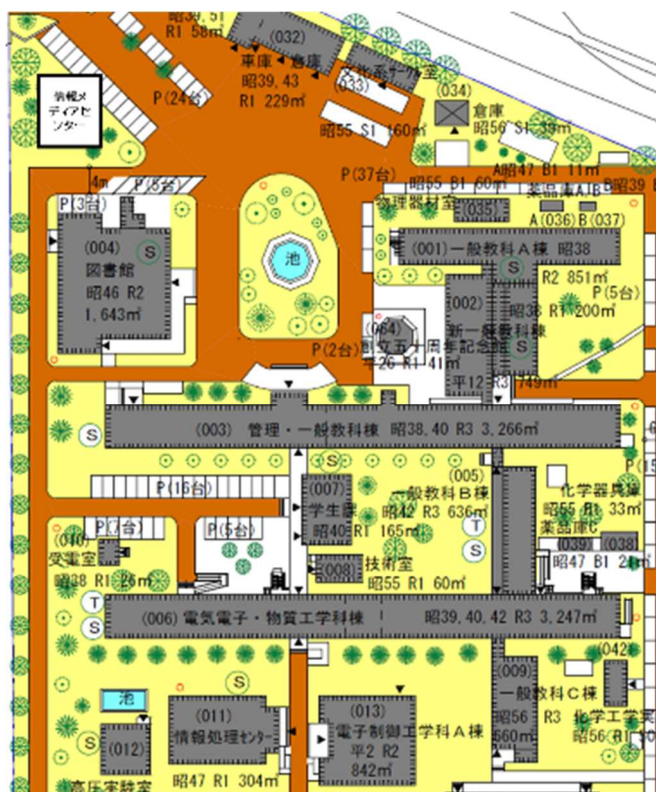
11. 施設、設備等の整備計画

本改組において、全学的に情報系の教育内容を強化するために、新たに 6 名の教員の採用を行う計画である。そのため、以下のような整備を行う。

- ① 情報メディアセンター（仮称）を新築し、中講義室、および 2 名の教員の研究室、実験室を整備
- ② 情報処理センターを改修し、2 名の教員の研究室および実験室、情報知能工学科の高度情報処理実験スペースを整備
- ③ 一般教科棟 1F の利用頻度の低いスペースを、2 名の教員の研究室および実験室として整備
- ④ 一般教科棟 3F の講義室を改修し、中講義室を整備
- ⑤ 電子制御工学科 1F の利用頻度の低いスペースを、1 名の教員の研究室および実験室として整備

情報系基盤技術教育プログラムの実施に伴い、90 名程度収容（2 クラス程度）できる教室が必要となる。これに対応できる講義室として、大講義室と ICT5 が整備されているが、現在でも利用頻度が比較的多く、不足することが十分に考えられる。

そこで、ICT1、2 教室がある建物（図書館）と隣接するように情報メディアセンター（仮称）を新築する。1F には、90 名程度収容できる中講義室を設け、2F には、事務室、サーバ室、ICT3 教室を設ける。これにより、ICT1、2、3、サーバ室、事務室が集約でき、セキュリティリスクの低減および ICT 教室管理の効率化が期待できる。また、一般教科棟 3F の講義室を改修して情報系基盤技術教育プログラムの科目に対応できる中講義室を整備する。



12. 管理運営

本校の教授会にあたる校務執行会議の役割、構成員、開催頻度の予定、審議事項などを【提出資料「13. 教授会規則（佐世保工業高等専門学校校務執行会議規程_R4. 10. 1 施行）」】に示す。また、本校の校務執行会議を含めた運営組織図については【資料3】に示す。

校務執行会議（校長）

運営会議（校長）

将来構想検討委員会（校長）

国際交流委員会（校長補佐（国際交流担当））

キャンパス・ハラスメント防止委員会（校長）

施設整備委員会（寮務主事）

知的財産委員会（地域共同テクノセンター長）

安全衛生委員会（事務部長）

広報委員会（校長補佐（広報・男女共同参画推進担当））

自己点検・評価委員会（教務主事）

教育システム点検・改善委員会（委員長）

いじめ防止対策委員会（校長）

男女共同参画推進委員会（校長補佐（広報・男女共同参画推進担当））

教務委員会（教務主事）

FD 委員会（教務主事）

留学生委員会（教務主事）

厚生補導委員会（学生主事）

授業料免除選考委員会（学生主事）

奨学生選考委員会（学生主事）

学寮委員会（寮務主事）

専攻科委員会（専攻科長）

図書委員会（図書館長）

情報処理センター運営委員会（情報処理センター長）

情報セキュリティ推進委員会（情報処理センター長）

地域共同テクノセンター運営委員会（地域共同テクノセンター長）

EDGE キャリアセンター運営委員会（EDGE キャリアセンター長）

特別支援教育室運営委員会（特別支援教育室長）

学生相談室運営委員会（相談室長）

学習支援室運営委員会（学習支援室長）

実習工場運営委員会（実習工場長）

技術室運営委員会（技術室長）

○ホームページ＞学校案内＞学校照会＞組織＞運営組織図

URL <https://www.sasebo.ac.jp/wp-content/uploads/2023/09/uneisosiki-2023ver2.pdf>

13. 自己点検・評価

（実施体制の概要）

佐世保工業高等専門学校学則第1条の2（自己評価等）に基づき、自己点検・評価委員会を置き、構成員は、教務主事（委員長）、学生主事、寮務主事、専攻科長、総務課長、学生課長及び校長が指名する者で組織されている。

（自己評価等）

第1条の2 本校は、その教育研究水準の向上を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

3 本校は、第1項の点検及び評価の結果について、本校の職員以外の者による検証を行うものとする。

自己点検・評価の方法については、佐世保工業高等専門学校自己点検・評価実施要項第3条（自己点検・評価の方法）に基づき実施している。

（自己点検・評価の方法）

第3条 自己点検・評価は、学校教育法第109条第1項（同法第123条に基づき準用）の規定に基づき実施するものとする。

2 このほか、自己点検・評価は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）の中期目標・計画を達成するために必要とする評価項目、及び認証評価機関が定める基準等を参考に、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）が定める評価項目により、自己点検・評価を実施する。

評価項目及び実施時期は、佐世保工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則（別表「教育システム点検・改善のための評価項目」）に規定しており、同委員会において①自己点検・評価の実施方法等に関すること、②教育システム点検・改善のための評価項目（別表）の設定に関すること、③自己点検・評価の実施報告に関すること等について審議を行っている。

自己点検・評価報告について、直近では、平成30年1月に自己点検・評価報告書を作成し、同年3月に外部評価を受けて外部評価報告書を作成、同年8月に外部評価委員会報告書に対する改善点を取りまとめて、指摘を受けた「改善を要する点」及び「その他の提言、意見等」を踏まえて、適宜改善を行っている。

また、「年度計画の達成状況及び自己点検」、「自己点検・評価報告」、「外部評価」をはじめ、「認証評価」、「JABEE」についても、本校ホームページで公表している。

○ホームページ＞学校案内＞情報公開・個人情報保護＞中期目標・中期計画・年度計画

URL <https://www.sasebo.ac.jp/about-us/gaibu-hyouka/>

○ホームページ＞学校案内＞情報公開・個人情報保護＞認証評価

URL <https://www.sasebo.ac.jp/about-us/ninsyo-hyouka/>

○ホームページ＞学校案内＞情報公開・個人情報保護＞J A B E E

URL <https://www.sasebo.ac.jp/about-us/jabee/>

14. 情報の公表

学校教育法施行規則第172条の2の規定に基づき、次の事項に係る本校の教育情報を下記のホームページで公表している。

○ホームページ＞学校案内＞情報公開・個人情報保護＞教育情報の公表

URL <https://www.sasebo.ac.jp/about-us/kyouiku-joho/>

公表している項目は以下のとおりである。

【1】教育研究上の目的に関すること。(第1号関係)

1. 教育理念
2. 教育目的
3. 機械工学科の教育目的
4. 電気電子工学科の教育目的
5. 電子制御工学科の教育目的
6. 物質工学科の教育目的
7. 専攻科の教育目的

【2】教育研究上の基本組織に関すること。(第2号関係)

1. 組織図

【3】教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。(第3号関係)

1. 教職員人数
2. 教員年齢別構成
3. 機械工学科スタッフ紹介
4. 電気電子工学科スタッフ紹介
5. 電子制御工学科スタッフ紹介
6. 物質工学科スタッフ紹介
7. 基幹教育科スタッフ紹介

【4】入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。
(第4号関係)

1. アドミッションポリシー
2. アドミッションポリシー (専攻科)
3. 本科の定員・現員
4. 専攻科の定員・現員

- 5. 本科の入学志願者の状況
- 6. 専攻科の入学志願者の状況
- 7. 本科卒業後の進学・就職状況
- 8. 専攻科修了後の進学・就職状況

【5】授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。(第5号関係)

- 1. 本科教育課程
- 2. 専攻科教育課程(複合工学専攻)
- 3. シラバス

【6】学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。(第6号関係)

- 1. 学業成績の評価及び課程修了の認定等に関する規則
- 2. 専攻科の授業科目の履修等に関する規程

【7】校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。(第7号関係)

- 1. キャンパスマップ
- 2. アクセスマップ
- 3. 図書館
- 4. 情報処理センター
- 5. 地域共同テクノセンター
- 6. 学寮
- 7. 福利厚生施設
- 8. クラブ活動

【8】授業料、入学料その他の高専が徴収する費用に関すること。(第8号関係)

- 1. 授業料、入学料その他の費用 2023年度校納金
- 2. 入学料・授業料免除制度
- 3. 施設使用料

【9】学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。(第9号関係)

- 1. 学生相談室
- 2. 学生主事室
- 3. 各種奨学金案内

15. 教育内容の改善を図るための組織的な取組

学校独自の取り組みとして、教職員対象のFD講演会を年間4回実施しており、教員は参加必須である。また、高専機構の研修会として、事務職員研修、初任者研修、中堅教員研修、管理職研修がそれぞれ年1回開催されている。

授業の分かりやすさや進度などについての授業アンケート(6月頃)の結果を教員にフィードバックし、その結果に対する改善内容を学生に提示(7月頃)する。一定期間経過後、再度授業

アンケートを実施(12月頃)し、その結果に基づいて授業が改善されたかを確認する。さらに、評価の高かった教員を数名公開し、1週間程度の公開授業期間(7月頃)を設け、自由に参観できるようにし、授業改善の気づきにつなげる。また、授業改善のための具体的な助言をもらうための研究授業を学科単位で実施(年1回)する。

工学実験・実習においては、技術職員のスキルが必要なため、各種セミナーの参加費や旅費の補助(5名程度)、各種資格試験の受験料の補助(5名程度)を行う。また、近隣の企業を訪問し、技術室との連携強化や技術交流を実施する(年2回)。

16. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

教育課程を通じて、社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための教育課程内の取組の取り組みとして、低学年において、「リベラルアーツⅠ」、「リベラルアーツⅡ」、および「地域課題探究」を新たに導入することによって、幅広い教養を身に付けた学生を育成し、情報工学や数理分野の基礎を学び、学年進行に合わせて専門性を高める教育課程になっている(表1-2 および図1参照)。また、高学年では新設する「情報系基盤技術教育プログラム」の選択科目を履修することによって、大きく変化する時代に対応できる学生の教育を行う。併せて従来実施している「工場実習(インターンシップ)」を通じた職業訓練によりキャリア教育を行う。

教育課程外の取り組みとして、佐世保高専ではEDGE キャリアセンターを設立し、アントレプレナーシップおよびグローバル教育を強化している。本センターでは、これまでに多くのコンテスト等での受賞や海外留学の支援を行っている。新たにデジタルものづくり環境を整備することによって、更なる機能強化を図る。本センターの概要については、【資料4-1「社会的・職業的自立に関する指導等及び体制 EDGE チラシ 2023」】に示す。

これらを適切に運用するための体制整備として、基幹教育と専門教育の教員間の連携を綿密に行い、繋がりのある教育を実施する体制を強化する。また、EDGE キャリアセンターの委員を全学科より配置することによって、教育課程内外において手厚い学生支援を行う。本センターの規則については【資料4-2「佐世保工業高等専門学校 EDGE キャリアセンター規則_R2.4.1 施行」】に示す。

学年途中の入学等により本校に在籍する者の教育課程修了要件認定についての取り扱い

平成20年12月5日制定

教 務 委 員 会

本校本科卒業生が将来に亘って進学(編入)する場合、進学(編入)先がJABEE認定を受けている場合には、本校に学年途中の入学等により本校に在籍・卒業した者が、入学から卒業まで一貫して在学したものと同等の課程を経て本校の技術者教育プログラム「複合型もの創り工学」「前期課程」を修了する必要がある。そのうち、

- ①1年次に本校に入学し、3年次までに転科した者
- ②1年～3年次の間に他の工業高等専門学校から転入してきた者
- ③3年次に編入した留学生
- ④4年次に他の高等学校から編入した者
- ⑤カリキュラム変更時に留年した者

が大学の理系学部(工学部もしくは理学部)に入学する場合に限り、1年～3年次の科目の単位修得を以下の様に取り扱う。この場合の評価は、編入年度の始め(4月)に編入先の学科長が認定表の作成を行い、卒業時にまでに評価を行う。

上記に当てはまらない者や、理系学部(工学部もしくは理学部)以外に入学する者は、本校JABEE認定のB群入学者の技術者教育プログラムに準じて、修了要件を評価する。

1. 文化系一般科目(英語をのぞく)

上記に該当する者の国語、社会、保健体育、芸術の1年～3年次の科目に関しては、編入試験等の合格結果を持って、本校に一貫して在学した者と同等であるとする。上記③の留学生の国語に関しても、本校4年～5年次の科目のほとんどが日本語による授業であり、試験も日本語で行われることから、同等と見なす。

2. 英語科目

上記に該当する者の1年～3年次の英語科目の単位修得に関しては、4年～5年次の英語関連科目(「英語」および「コミュニケーション」)の成績をエビデンスとし、その評価結果から英語科長が判断する。

3. 数学科目

上記に該当する者の1年～3年次の数学科目の単位修得に関しては、4年～5年次の数学関連科目(「応用数学II」、「応用数学III」、専門数学(例えば「電気数学」等))の成績をエビデンスとし、その評価結果から数学科長が判断する。

4. 物理

上記に該当する者の1年～3年次の物理科目の単位修得に関しては、4年～5年次の物理関連科目「一般物理」の成績をエビデンスとし、その評価結果から物理評価担当教員が判断する。

5. 化学

上記に該当する者の1年～3年次の化学科目の単位修得に関しては、4年～5年次の化学関連科目の成績をエビデンスとし、その評価結果から化学評価担当教員と各学科長が判断する。ただし、これに該当する科目がない場合は、別途到達度再評価を行う。

6. 生物

上記に該当する者の1年～3年次の生物科目の単位修得に関しては、4年～5年次の生物関連科目の成績をエビデンスとし、その評価結果から生物評価担当教員と各学科長が判断する。ただし、これに該当する科目がない場合は、別途到達度再評価を行う。生物科目に関しては非常勤講師であるため、各学科長が再評価教員を決定し、判断する。

7. 専門基礎科目

上記に該当する者の1年～3年次の専門科目(専門基礎科目)の単位修得に関しては、4年～5年次の高度な専門科目の成績をエビデンスとし、その評価結果から各学科長が判断する。

以上を持って、他の教育機関から1年～3年次に編入し、技術者教育プログラム「複合型もの創り工学」前期課程(本科4,5年)を卒業する者は、本校本科1～3年の学習課程を経て、本プログラム前期課程に在籍する者と同等の能力を有すると見なし、もって本科卒業時には本プログラム前期課程修了者と認める。

付 記

この評価基準は平成21年4月1日から実施する。

独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 6 号

制 定	平成 1 6 年	4 月 1 日
一部改正	平成 1 7 年	4 月 2 0 日
一部改正	平成 1 8 年	4 月 4 日
一部改正	平成 1 9 年	3 月 3 0 日
一部改正	平成 2 0 年	3 月 2 8 日
一部改正	平成 2 3 年	3 月 3 0 日
一部改正	平成 2 4 年	9 月 2 7 日
一部改正	平成 2 5 年	7 月 2 9 日
一部改正	平成 2 7 年	3 月 2 6 日
一部改正	平成 3 0 年	3 月 2 9 日
一部改正	令和 2 年	2 月 2 7 日
一部改正	令和 3 年	4 月 2 8 日
一部改正	令和 5 年	3 月 2 8 日
一部改正	令和 5 年	1 2 月 2 5 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号。以下「労基法」という。）第 8 9 条の規定に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）に勤務する教職員の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規則は、機構の常勤の教職員（次項に規定する教職員を除く。）に適用する。
2 船員法（昭和 2 2 年法律第 1 0 0 号）の適用を受ける船舶に乗船勤務する教職員及び第 2 4 条の規定により再雇用された教職員の就業に関する事項については、別に定める。

(定義)

第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 教職員 機構に採用された教員及び職員をいう。
- 二 教員 機構において、主に教育，研究の業務に従事する者（校長，教授，准教授，講師（常時勤務する者に限る。），助教及び助手）をいう。
- 三 職員 機構において、前号以外の業務に従事する者をいう。

(権限の委任)

第4条 理事長は、この規則に規定する権限の一部を校長に委任することができる。

(法令との関係)

第5条 この規則に定めのない事項については、労基法、その他の関係法令及び諸規則の定めるところによる。

(遵守遂行)

第6条 機構及び教職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 任免

第1節 採用

(採用)

第7条 教職員の採用は、競争試験又は選考により理事長が行う。

(教職員の配置)

第8条 教職員の配置は、機構の業務上の必要及び本人の適性等を考慮して理事長が行う。

(労働条件の明示)

第9条 教職員の採用に際しては、採用をしようとする者に対し、あらかじめ、理事長は次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- 一 給与に関する事項
- 二 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- 三 労働契約の期間に関する事項
- 四 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- 五 退職に関する事項

(提出書類)

第10条 教職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに理事長に提出しなければならない。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人及び国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2の規定により国の職員として在職期間が通算されることとなる法人の職員から引き続き機構の教職員となった者にあつては、書類の一部について提出を省略することができる。

- 一 入職誓約書
- 二 履歴書

- 三 資格に関する証明書
- 四 住民票記載事項の証明書
- 五 扶養親族等に関する書類
- 六 その他理事長が必要と認める書類

2 教職員は、前項の提出書類の記載事項に変更を生じたときは、その都度速やかに、書面で届け出なければならない。

(試用期間)

第11条 教職員として採用された者には、採用の日から6か月の試用期間を設ける。ただし、理事長が特に認めたときは、試用期間を短縮し、又は設けないことがある。

2 試用期間中において、理事長が正規の教職員とすることを不適当と認めたときは解雇する。

3 試用期間は、勤続年数に通算する。

第2節 昇任及び降任

(昇任)

第12条 教職員の昇任は、選考により理事長が行う。

2 前項の選考は、その教職員の勤務成績及びその他の能力の評定に基づいて行う。

(降任)

第13条 教職員が次の各号の一に該当する場合には、理事長はその者を降任することができる。

- 一 勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他、必要な適性を欠く場合

(希望降任)

第13条の2 次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める年齢に達する教職員が降任を希望する場合は、理事長はその者を降任することができる。

- 一 教員 63歳
- 二 職員 60歳

第2節の2 管理監督職勤務上限年齢による降任等

(管理監督職勤務上限年齢による降任等)

第13条の3 理事長は、管理監督職（管理職手当（独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則（機構規則第8号。以下「給与規則」という。）第23条の規定に基づく管理職手当をいう。この節において同じ。）の支給を受ける教職員及び同規則別表第5に定める指定職員本給表の適用を受ける教職員をいう。）を占める教職員（校長を除

く。)でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している教職員について、異動期間(当該管理監督職上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。この節において同じ。)(第13条の5の規定により延長された期間を含む。)に、管理監督職以外の職への降任又は管理職手当が支給される職の併任の解除をするものとする。

2 前項の管理監督職勤務上限年齢は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める年齢とする。

- 一 教員 63歳
- 二 職員 60歳

(管理監督職への採用等の制限)

第13条の4 理事長は、管理監督職上限年齢に達している者を、異動期間の末日の翌日以後、当該管理監督職に採用し、又は、昇任し、若しくは、管理職手当が支給される職に併任させることができない。

(管理監督職上限年齢による降任等の特例)

第13条の5 理事長は、第13条の3の規定により降任等をすべき教職員について、管理監督職の欠員を容易に補充することができない年齢構成その他の特別な事情があり、管理監督職の欠員の補充が困難となることにより機構の運営に著しい支障が生ずると認める場合は、当該教職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める教職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させることができる。

2 理事長は、前項又はこの項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める教職員について、前項の事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

第3節 異動

(配置換等)

第14条 理事長は業務上の都合により、教職員に対して配置換、併任又は出向(以下「配置換等」という。)を命ずることがある。

2 前項に規定する配置換等を命ぜられた教職員は、正当な理由なく拒むことができない。

3 出向を命ぜられた教職員の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員出向規則(機構規則第23号)の定めるところによる。

(赴任)

第15条 教職員が、採用され、又は配置換等を命ぜられたときは、ただちに赴任しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該発令の日から7日以内に赴任するものとする。

第4節 休職及び復職

(休職)

第16条 教職員が次の各号の一に該当する場合は、理事長はその者を休職とすることができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合
- 三 その他理事長が定める事由による場合

2 試用期間中の教職員については、前項の規定を適用しない。

3 前2項に定めるほか、休職の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員休職規則（機構規則第18号）の定めるところによる。

(休職期間)

第17条 前条第1項第一号の休職期間は、休養を要する程度に応じ、3年を超えない範囲内で理事長が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。

2 前条第1項第二号の休職期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

3 前条第1項第三号の休職期間は、必要に応じ、5年を超えない範囲内で理事長が定める。

4 前条第1項第一号により休職した教職員が、復職した日以後1年に達するまでの間に、再度、同一の傷病（その症状及び要因等が明らかに異なる傷病以外の傷病をいう。）により休職したときは、当該傷病による休職の期間は連続しているものとみなし、復職前の休職の期間に通算するものとする。

(休職の手続)

第18条 教職員を休職にする場合には、事由を記載した説明書を理事長が交付して行うものとする。ただし、教職員から同意書の提出があった場合にはこの限りでない。

(復職)

第19条 理事長は、第17条の休職期間を満了するまでに休職事由が消滅したと認めた場合には、その者に復職を命ずる。ただし、第16条第1項第一号の休職については、教職員が休職期間の満了までに復職を願い出て、医師が休職事由が消滅したと認めた場合に限り、復職を命ずる。

2 復職する職場は、原則として、休職前の職場とする。

第5節 退職及び解雇

(退職)

第20条 教職員は、次の各号の一に該当する場合は、退職とし、教職員としての身分を

失う。

- 一 退職を届け出て理事長から承認された場合、又は退職を届け出て14日を経過した場合
- 二 定年による退職の日に達した場合
- 三 第17条第1項又は第3項に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しない場合
- 四 死亡した場合
- 五 雇用期間が満了した場合

(自己都合による退職手続)

第21条 教職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに、理事長に文書をもって届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由により30日前までに届け出ることができない場合は、14日前までに届け出なければならない。

- 2 教職員は、退職を届け出ても、退職するまでは、従来の職務に従事しなければならない。

(定年)

第22条 教職員の定年は、65歳とする。この場合、退職の日（以下「定年退職日」という。）は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

(定年による退職の特例)

第23条 前条の規定にかかわらず、その教職員の職務の特殊性又はその教職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由がある場合は、理事長は、1年を超えない範囲内で期限を定め、定年退職日を延長することができる。

- 2 前項の期限又はこの項の規定により延長された期限は、1年を超えない範囲内で延長することができる。
- 3 前2項の規定による定年退職日の延長の期限は、定年退職日の翌日から起算して5年を超えないものとする。

(校長の退職特例)

第23条の2 第22条の規定にかかわらず、校長の人材確保及び学校運営の活性化を図るため必要と認めるときは、理事長は、校長の定年を超えた者について、第22条に定める定年退職日の翌日以降に、期間を定め、校長に採用することができる。

- 2 前項の期間は、3年を超えない範囲内で理事長が定める期間とする。ただし、理事長が認めるときは、3年を超えない範囲内でこれを更新することができる。
- 3 前2項による期間の末日は、その者が年齢70歳に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。
- 4 この条により採用された校長の退職は、第20条第二号の退職とする。

(定年退職後等の再雇用)

第24条 第22条の規定又は次条第2項の雇用期間の満了により退職した教職員について、その者の知識及び経験等を考慮し、業務の能率的運営を確保するため特に必要があると認める場合は、理事長は、1年を超えない範囲内で期間を定め、採用することができる。

2 前項の期間又はこの項の規定により更新された期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

3 前2項の規定による期間については、その末日はその者が年齢65歳に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

4 前3項に定めるほか、定年退職後等の再雇用（第22条の規定又は次条第2項の雇用期間の満了により退職した教職員に対する再雇用をいう。）の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員再雇用規則（機構規則第24号。以下「再雇用規則」という。）の定めるところによる。

(定年前再雇用短時間勤務)

第24条の2 理事長は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める年齢に達した日以後に退職した教職員を短時間勤務の教職員に採用することができる。

一 教員（校長を除く。） 63歳

二 職員 60歳

2 前項の規定により採用された教職員（次項において「定年前再雇用短時間勤務教職員」という。）の雇用期間は、採用の日から65歳に達する日以後における最初の3月31日までとする。

3 前2項に定めるほか、定年前再雇用短時間勤務教職員の取扱いについては、再雇用規則の定めるところによる。

(当然解雇)

第25条 教職員が次の各号の一に該当するに至った場合は、理事長はその者を解雇する。

一 禁錮以上の刑に処せられた場合

二 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

(その他の解雇)

第26条 教職員が次の各号の一に該当する場合は、理事長はその者を解雇することができる。

一 勤務実績が著しくよくない場合

二 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合

三 事業の運営上のやむを得ない事情により、組織の改廃を行う必要が生じ、他の職務に転換させることが困難な場合

四 国務大臣、国会議員、地方公共団体の長、地方公共団体の議会の議員その他公職に

就任することにより、職務の遂行が困難な場合

(解雇制限)

第27条 前2条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、第一号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）に基づく傷病補償年金の給付がなされ、労基法第81条の規定によって打切補償を支払ったものとみなされる場合又は労基法第19条第2項の規定による行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

- 一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- 二 労基法第65条第1項及び第2項に定める産前産後の期間及びその後30日間

(解雇予告)

第28条 第25条及び第26条の規定により教職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告をするか、又は平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、試用期間中の教職員（14日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合又は労基法第20条第3項の規定による行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

- 2 前項の予告日数は、解雇予告手当を支払った日数に応じて短縮することができる。

(退職後の責務)

第29条 退職し、又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職証明書)

第30条 理事長は、退職し、又は解雇された者が退職証明書（以下「証明書」という。）の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

- 2 前項の証明書に記載する事項は次のとおりとする。

- 一 雇用期間
- 二 業務の種類
- 三 その事業における地位
- 四 給与
- 五 退職の事由（解雇の場合は、その理由）

- 3 証明書には前項の事項のうち、退職し、又は解雇された者が請求した事項のみを証明するものとする。

- 4 理事長は、解雇を予告された者が、解雇の予告をされた日から退職の日までの間に解雇の事由の証明書の交付を請求した場合には、遅滞なくこれを交付する。

第3章 給与

(給与)

第31条 教職員の給与については、給与規則の定めるところによる。

第4章 服務

(誠実義務)

第32条 教職員は、上司の指示命令を守り、職務上の責任を自覚し、誠実にかつ公正に職務を遂行するとともに、機構の秩序の維持に努めなければならない。

(職務専念義務)

第33条 教職員は、この規則又は関係法令の定める場合を除いては、その労働時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、機構がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(職務専念義務免除期間)

第34条 教職員は、次の各号の一に該当する場合には、職務専念義務を免除される。

- 一 労働時間内に組合交渉に参加することを理事長が承認した期間
 - 二 第60条の規定により労働しないことを理事長が承認した期間
 - 三 第61条第2項の規定により労働しないことを理事長が承認した期間
 - 四 第61条第3項の規定により労働しないことを理事長が承認した期間
 - 五 労働時間内に人間ドック等の総合的な健康診査を受けることを理事長が承認した期間（一の年において1日（健康診査が2日以上にわたるものである場合は2日）（交通機関の状況から、健康診査が行われる日又はその前日に宿泊することが必要と認められる場合は、必要と認められる日数を加えた日数）の範囲内の期間）
 - 六 教職員が独立行政法人国立高等専門学校機構女性検診制度実施要項に基づき女性検診を受診するために労働しないことを理事長が承認した期間
 - 七 労働時間内に第42条第3項の定めるところにより勤務場所を離れて研修を行うことを理事長が承認した期間
 - 八 教員が、博士号取得のために、大学等の研究機関で研究論文指導等を受けることを理事長が承認した期間
- 2 前項第八号の取扱は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の研修に関する規則に準じて行うものとする。

(服務規律)

第35条 教職員は、上司の指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。

(遵守事項)

第36条 教職員は、次の事項を守らなければならない。

- 一 職場の内外を問わず、機構の信用を傷つけ、その利益を害し、又は教職員全体の名誉となるような行為をしないこと。
- 二 職務上知ることのできた秘密を他に漏らさないこと。
- 三 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いないこと。
- 四 理事長の許可なく、事業を営み、又は職務以外の業務に従事しないこと。
- 五 機構の敷地及び施設内（以下「機構内」という。）で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしないこと。
- 六 機構内で、宗教活動、選挙運動その他の政治活動をしないこと。
- 七 理事長の許可なく、機構内で放送・宣伝・集会又は文書・図画の配布・回覧掲示（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じるものを含む。）その他これに準ずる行為をしないこと。
- 八 理事長の許可なく、機構内で、営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買をしないこと。
- 九 職務上知り得た個人情報を正当な理由なく機構外に漏らさないこと。

（教職員の倫理）

第37条 教職員の職務に係る倫理については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員倫理規則（機構規則第25号）の定めるところによる。

（ハラスメントの防止等に関する措置）

第38条 ハラスメントの防止等に関する措置は、独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則（機構規則第113号）の定めるところによる。

（入場禁止又は退場）

第39条 理事長は、教職員が次の各号の一に該当する場合は、その者の機構内への入場を禁止し、又は機構内から退場させることがある。

- 一 職場の風紀秩序を乱し、又はそのおそれのある場合
 - 二 火器、凶器等の危険物を所持している場合
 - 三 衛生上有害と認められる場合
 - 四 その他前各号に準じ就業に不都合と認められる場合
- 2 前項の規定により入場を禁止させられたとき、又は所定の終業時刻前に退場させられたときはそれ以降を欠勤として取り扱うものとし、給与を支払わない。

（兼業の制限）

第40条 教職員は、理事長の許可を受けた場合でなければ、他の業務に従事してはならない。

- 2 前項に定めるほか、教職員の兼業については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の兼業に関する規則（機構規則第27号）の定めるところによる。

第5章 労働時間及び休暇等

（労働時間及び休暇等）

第41条 教職員の労働時間及び休暇等については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則（機構規則第9号）の定めるところによる。

第5章の2 在宅勤務

（在宅勤務）

第41条の2 教職員は、理事長の許可を受けた場合、一定期間、当該教職員の自宅等における勤務（以下「在宅勤務」という。）に従事することができる。

2 前項に定めるほか、教職員の在宅勤務については、独立行政法人国立高等専門学校機構在宅勤務規則（機構規則第136号）の定めるところによる。

第6章 研修

（研修）

第42条 理事長は、教職員に業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、研修に参加することを命ずることができる。

2 理事長は、教職員の研修機会の提供に努めるものとする。

3 教員は、業務に支障のない限り、理事長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

4 前3項に定めるほか、教職員の研修については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の研修に関する規則（機構規則第28号）の定めるところによる。

第7章 賞罰

（表彰）

第43条 理事長は、次の各号の一に該当すると認める教職員を表彰する。

- 一 永年にわたり誠実に勤務し、その成績が優秀で他の模範となる場合
- 二 機構の名誉となり、又は教職員の模範となる功労があった場合
- 三 その他理事長が必要と認める場合

（表彰の方法）

第44条 表彰は、賞状を授与して行い、副賞を添えることがある。

第45条 前2条に定めるほか、教職員の表彰については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員表彰規則（機構規則第29号）の定めるところによる。

（懲戒の種類）

第46条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- 一 戒告 将来を戒める。
- 二 減給 1回の額が労基法第12条に定める平均賃金の1日分の半額を上限とし、かつ、その総額が一給与支払期間の給与総額の10分の1の額を上限として給与から減ずる。
- 三 停職 1年を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
- 四 諭旨解雇 退職願の提出を勧告し、14日以内にこれに応じないときは、解雇する日の30日前に予告し、又は30日以上平均賃金を支払って即時に解雇する。
- 五 懲戒解雇 即時に解雇する。

（懲戒）

第47条 理事長は、教職員が次の各号の一に該当する場合は、その者に対し懲戒処分を行う。

- 一 正当な理由なく無断欠勤が2週間以上に及ぶ場合
- 二 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退するなど労働を怠った場合
- 三 故意又は重大な過失により機構に損害を与えた場合
- 四 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった場合
- 五 機構の名誉若しくは信用を著しく傷つけた場合
- 六 素行不良で機構内の秩序又は風紀を乱した場合
- 七 重大な経歴詐称をした場合
- 八 第35条の服務規律及び第36条の遵守事項に違反をした場合
- 九 その他、この規則に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があった場合

第48条 前2条に定めるほか、懲戒については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員懲戒規則（機構規則第30号。以下「懲戒規則」という。）の定めるところによる。

（訓告等）

第49条 理事長は、第47条に定める懲戒に該当するに至らない者に対して、服務を厳正にし、規律を保持するため必要があるときは、訓告又は嚴重注意を行う。

- 2 前項に定めるほか、訓告及び嚴重注意については、懲戒規則の定めるところによる。

（損害賠償）

第50条 教職員が故意又は重大な過失によって機構に損害を与えた場合には、理事長は、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

第8章 安全衛生

(協力義務)

第51条 教職員は、安全、衛生及び健康の確保について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の関係法令のほか、上司の指示を守るとともに、機構が行う安全、衛生及び健康の確保に関する措置に協力しなければならない。

(安全・衛生管理)

第52条 理事長は、教職員の健康増進と危険防止のために必要な措置をとらなければならない。

(安全・衛生教育)

第53条 教職員は、機構が行う安全・衛生に関する教育・訓練を受けなければならない。

(非常災害時の措置)

第54条 教職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置をとるとともに直ちに上司その他関係者に連絡して、その指示に従い、被害を最小限に食い止めるように努力しなければならない。

(安全及び衛生に関する遵守事項)

第55条 教職員は、安全及び衛生を確保するために次の事項を守らなければならない。

- 一 安全及び衛生について上司の命令に従い、実行すること。
- 二 常に職場の整理、整頓、清潔に努め、災害防止と衛生の向上に努めること。
- 三 安全衛生装置、消火設備、衛生設備、その他危険防止等のための諸施設を勝手に動かしたり、許可なく当該区域に立ち入らないこと。

(健康診断)

第56条 教職員は、機構が毎年定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。

ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りでない。

- 2 前項の健康診断の結果に基づいて必要と認める場合には、理事長は教職員に就業の禁止、労働時間の制限等当該教職員の健康保持に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 教職員は、正当な事由がなく前項の措置を拒んではならない。

(就業の禁止)

第57条 理事長は、教職員が次の各号の一に該当する場合は、就業を禁止することができる。

- 一 伝染のおそれのある病人、保菌者及び保菌のおそれのある者
- 二 労働のため病勢が悪化するおそれのある者

三 前2号に準ずる者

第58条 前7条に定めるほか、教職員の安全衛生については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則（機構規則第31号）の定めるところによる。

第9章 女性

（妊産婦である教職員の就業制限等）

第59条 理事長は、妊娠中の教職員及び産後1年を経過しない教職員（以下「妊産婦である教職員」という。）については、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

2 理事長は、妊産婦である教職員が請求した場合には、深夜業（午後10時から午前5時までの間における労働をいう。）又は所定の労働時間以外の労働をさせない。

（妊産婦である教職員の保健指導・健康診査）

第60条 理事長は、妊産婦である教職員が請求した場合には、その者が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために労働しないことを承認する。

（妊産婦である教職員の業務軽減等）

第61条 理事長は、妊産婦である教職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせる。

2 理事長は、妊娠中の教職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該教職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間、労働をしないことを承認することができる。

3 理事長は、妊娠中の教職員が請求した場合には、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、所定の労働時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲で労働しないことを承認する。

（生理日の就業が著しく困難な教職員に対する措置）

第62条 理事長は、生理日の就業が著しく困難な教職員が休暇を請求した場合には、その者を生理日に労働させない。

第10章 出張及び旅費

（出張及び旅費）

第63条 理事長は、業務上必要がある場合には、教職員に出張を命ずることができる。

- 2 前項の出張に要する旅費については、独立行政法人国立高等専門学校機構旅費規則（機構規則第49号）の定めるところによる。

第11章 災害補償

（災害補償）

第64条 教職員が業務上の災害（負傷，疾病，障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤途上における災害を受けた場合の災害補償，被災教職員の社会復帰の促進，被災教職員及びその遺族の援護を図るために必要な福祉事業に関しては，労基法及び労災法の定めるところによる。

第12章 退職手当

（退職手当）

第65条 教職員の退職手当については，独立行政法人国立高等専門学校機構教職員退職手当規則（機構規則第17号）の定めるところによる。

第13章 研究成果

（研究成果の取扱い）

第66条 機構における教育研究の過程又は結果として，教職員が作製又は取得した教材，材料，改良，技術情報及びノウハウに関する一切の権利（次項の発明，考案，意匠及びプログラム著作物に関するものは除く。）は，機構に帰属する。

- 2 機構における教育研究の過程又は結果として，教職員がなした特許法（昭和34年法律第121号）第2条第1項で規定される発明，実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第1項で規定される考案，意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第1項で規定される意匠及び著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第十号の二で規定されるプログラム著作物は，機構に譲渡するものとする。

- 3 前2項に関する取扱いは，独立行政法人国立高等専門学校機構知的財産権取扱規則（機構規則第40号）の定めるところによる。

（研究成果の発表）

第67条 教職員は，前条に定める権利の発生を伴い得る研究成果を発表しようとするときは，あらかじめ所属長の承認を得て，理事長に届け出なければならない。

附 則（平成16年4月1日制定）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(定年の特例)

- 2 この規則の施行日の前日に国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の2第2項第二号及び人事院規則11－8第3条の適用を受けていた職員が、引き続き機構の職員となった場合の定年は、第22条第三号の規定にかかわらず、63歳とする。

(定年退職日の延長の特例)

- 3 この規則の施行日の前日に国公法第81条の3の規定による勤務延長を予定していた者については、第23条の適用を受けていたものとみなす。

附 則（平成17年4月20日一部改正）

この規則は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年4月4日一部改正）

この規則は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月30日一部改正）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(規則の廃止)

- 2 独立行政法人国立高等専門学校機構外国人教師就業規則（規則第16号）は廃止する。

附 則（平成20年3月28日一部改正）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日一部改正）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月27日一部改正）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年7月29日一部改正）

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日一部改正）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日一部改正）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 27 日一部改正）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 28 日一部改正）

この規則は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 28 日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（定年年齢等に関する経過措置）

- 2 教職員（校長を除く。）の令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における第 22 条及び第 24 条の 2 第 2 項の規定の適用については、これらの規定中「65 歳」とあるのは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 教員 次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢

令和 5 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	63 歳
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	64 歳

- 二 職員 次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	61 歳
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	62 歳
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	63 歳
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	64 歳

（定年退職後等の再雇用に関する経過措置）

- 3 第 24 条の規定は、前項による定年年齢の経過措置が適用される期間における高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条の規定に基づく高年齢者雇用確保措置として存置するものとし、第 24 条の規定は、令和 13 年 4 月 1 日をもって廃止する。

附 則（令和 5 年 12 月 25 日一部改正）

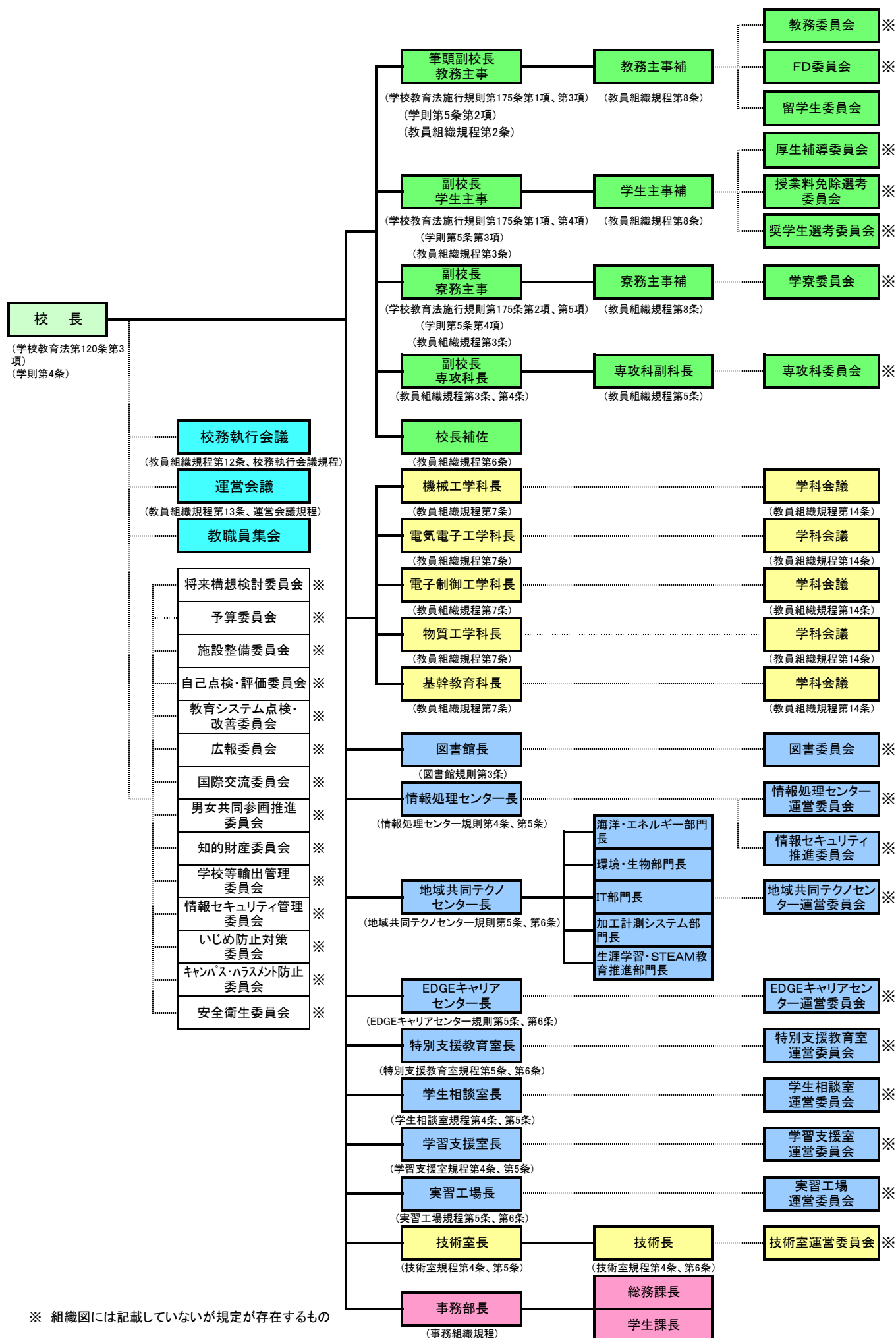
（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

(休職期間の通算に関する経過措置)

- 2 この規則の施行日において第 1 6 条第 1 項第一号の規定により休職中の教職員については、施行日に休職が開始したものとみなして、改正後の第 1 7 条第 4 項の規定を適用する。
- 3 この規則の施行日の前日までに第 1 6 条第 1 項第一号の規定により休職し、かつ復職した教職員の施行日前の休職期間については、改正後の第 1 7 条第 4 項の規定を適用しない。

佐世保工業高等専門学校運営組織図



SASEBO KOSEN
EDGE-CC地域に貢献する
佐世保高専グローバルエンジニア育成プログラム

EDGE

キャリアセンター

EDGEはチャレンジする
学生を応援します！

01

アントレプレナーシップ教育



- 「アントレプレナーサロン」を通じたイノベーション、マーケティング、ファイナンスの講義
- 先輩起業家の講演・交流会
- ハッカソン、アイデアソンへの参加
- 地域企業との課題解決プロジェクト参加



実績

【2022】

- 高専ワイヤレス IoT コンテスト2021 (WICON2021) 最優秀賞(総務大臣賞) 受賞
- 長崎学生ビジネスプランコンテスト2022 優秀賞、その他企業賞 受賞
- 第8回 学生ものづくり&アイデアコンテスト 銀賞、銅賞、その他特別賞 受賞
- 第22回 九州・大学発ベンチャー・ビジネスプランコンテスト 優秀賞、協賛企業特別賞 受賞
- 第4回 西九州ささば広域都市圏ビジネスプランコンテスト (Start Up 99) その他企業賞 受賞

02

グローバル教育



- 「グローバルカフェ」を通じたダイバーシティの講義
- 海外駐在経験者などの講演・交流会
- 低学年時からの海外渡航機会の提供、海外研修の実施
- 海外インターンシップやトビタテ! 留学JAPAN制度の活用



実績

【2019～2022】

- 低学年 上海研修(4泊5日) 4名
- マニラ・インターンシップ(2週間) 1名
- カリフォルニア州立大サンマルコス校 オンライン・サマープログラム
- 持続可能な社会構築への貢献のための科学技術に関する日本セミナー
- TOMODACHI MetLife Women's Leadership Program
- サンディエゴ・トリーバインズ高校とのオンライン交流
- 泰日工業大学オースタムプログラム2021 (オンライン国際交流)
- フィリピン語学研修(2週間) 7名
- JASSO協定派遣(4週間) 6名

活動実績に応じて

国際研修Ⅰ

国際研修Ⅱ

イノベーション創成Ⅰ

イノベーション創成Ⅱ

の単位認定を行います。

03

地域連携・キャリア教育



- 地域の産官学連携コンソーシアムや企業団体との連携による課外講義やインターンシップ、工場見学、プロジェクトベースのPBL(問題解決型学習)活動
- 学生の小中学校への出前授業派遣
- 出前授業など行政とのコラボ



実績

【2019～2022】

- 佐世保市少年科学館 出前授業
- 鹿島市生涯学習センター 出前授業
- EDGE基金を利用した実践プロジェクト(西雲寮ホームページ制作)
- 地元企業見学会((株)大島造船所との連携)
- プロジェクトベースのPBL活動(学内キャリアイベント)
- キャリア講演会、就職活動支援



佐世保工業高等専門学校

National Institute of Technology (KOSEN), Sasebo

〒857-1193 長崎県佐世保市沖新町1-1

TEL 0956-34-8428



佐世保工業高等専門学校 EDGE キャリアセンター規則

(令和元年8月8日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、佐世保工業高等専門学校学則第6条の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校 EDGE キャリアセンター（以下「センター」という。）の組織及び管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）の共同利用教育研究施設として、学生へのアントレプレナーシップ教育、海外派遣等の国際交流、地域企業等との連携、キャリア支援等のための教育・支援を行い、問題解決能力、国際化能力の開発等の学生の資質向上に資することを目的とする。

(部門)

第3条 センターに、次の各号に掲げる部門を置く。

- 一 アントレプレナーシップ教育部門
- 二 国際交流部門
- 三 地域企業連携部門
- 四 キャリア支援部門

(業務)

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 アントレプレナーシップ教育及び支援に関すること。
- 二 学生の国際交流支援に関すること。
- 三 地域企業等と連携した教育及びインターンシップ等の開発に関すること。
- 四 学生のキャリア支援に関すること。
- 五 その他センターの目的達成に必要な業務に関すること。

(組織)

第5条 センターに、次の各号に掲げる教職員を置く。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 部門長
- 四 その他校長が必要と認める教職員

(センター長)

第6条 センター長は、本校教授又は准教授の中から校長が選任する。

- 2 センター長は、センターの業務を統括する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第7条 副センター長は、本校専任教員の中からセンター長の推薦により校長が選任する。

2 副センター長は、センター長を補佐する。

3 副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。

4 副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

第8条 部門長は、第3条各号に定める部門ごとに、本校専任教員の中からセンター長の推薦により校長が選任する。

2 部門長は、センター長の命を受け、研究部門の業務に従事する。

3 部門長の任期は1年とし、再任を妨げない。

4 部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(コーディネーター)

第9条 センターに、センター業務を支援するため、コーディネーターを置くことができる。

2 コーディネーターは、センター長の推薦に基づき、校長が任命する。

3 コーディネーターの任期は1年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第10条 センターに、センターの運営に関し必要な事項を審議するため、佐世保工業高等専門学校EDGEキャリアセンター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第11条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 第4条各号に定める業務に関すること。

二 各部門の連絡調整に関すること。

三 その他センターの管理運営に関すること。

(組織)

第12条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 センター長

二 副センター長

三 教務主事

四 専攻科長

五 校長補佐(国際交流担当)

六 地域共同テクノセンター長

七 各学科長及び基幹教育科長

八 部門長

九 学生課長

十 その他センター長が必要と認めた者

(委員長)

第13条 委員会の委員長は、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第 1 4 条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 1 5 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(専門部会)

第 1 6 条 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し、必要な事項は別に定める。

(事務)

第 1 7 条 センターの事務は、学生課専門職員において処理する。

(その他)

第 1 8 条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、令和元年 8 月 8 日から施行し、令和元年 1 0 月 1 日から適用する。

2 佐世保工業高等専門学校キャリア教育支援室規程(平成 2 6 年 4 月 1 日制定)は廃止する。

3 この規程施行の際、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条の規定にかかわらず任期は令和 2 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則 (令和 2 年 3 月 3 0 日)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。